

記者発表 令和6年5月2日(木)15時00分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
総務部 人事課 (電話059-229-3106)	人事課長 中村 覚

営繕課職員による虚偽報告及び 無免許運転等に係る懲戒処分について

このことについて、営繕課職員による虚偽報告及び無免許運転等に係る事案に関し、地方公務員法の規定に基づき、令和6年5月2日付けで下記のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 事案の概要等

営繕課技師（25歳）は、自動車運転免許（以下「運転免許」といいます。）を取得していないにもかかわらず、令和3年10月頃から上司らに対して運転免許を取得したなどの虚偽報告を繰り返し、令和4年度及び令和5年度においては、職員の免許や資格等を確認する職員状況調書についても、運転免許を保有しているとの虚偽報告をしていました。

さらに、令和5年7月以降の病気休暇の取得期間中において、自動車学校に通い、同年9月に運転免許を取得していたことが判明しました。

また、運転免許取得前である同年6月26日に公用車で、津市サンデルタ香良洲の駐車場から津市香良洲庁舎の駐車場までの公道約300mを運転したほか、同月28日にも公用車で、津市美里文化センターの駐車場内を運転したことなどが判明したことから、津警察署へ相談したところ、刑事処分については不起訴となりましたが、令和6年4月25日付けで運転免許取消しの行政処分を受けたものであります。

2 処分の内容等

被処分者	処分内容
営繕課技師（25歳）	減給10分の1 6月 (地方公務員法第29条第1項各号の規定による)